

鈴鹿市公告第62号

広報すずか広告代理店業務の一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年12月3日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 入札物件 令和8年度広報すずか広告代理店業務
- 2 履行場所 鈴鹿市政策経営部情報政策課
- 3 履行期限 契約日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容 仕様書に記載のとおり
- 5 入札参加資格

公告から開札までの期間において鈴鹿市入札参加者資格者名簿に登録されており、名簿の登録業種が「2801 広告代理・企画」に登録がある者で、令和5年度及び令和6年度の2年間で自治体広報紙または自治体ウェブサイトにおいて2回以上広告代理の実績があり、市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止を受けておらず、以下のすべての条件に該当しない者

（1） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（2） 破産者で復権を得ない者

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者

（4） 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員である者

6 入札参加申請書の受付

(1) 期間

令和7年12月3日（水）から同月10日（水）までに情報政策課に必要書類を提出する。提出の方法は、電子メール又はファクスとする。

(2) 場所

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市政策経営部情報政策課広報グループ（鈴鹿市役所本館5階）

電話：059-382-9036 ファクシミリ：059-382-2219

電子メール：johoseisaku@city.suzuka.lg.jp

(3) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 令和5年度及び令和6年度の2年間で自治体広報紙やウェブサイトにおいて2回以上広告代理の実績が分かるもの及び広告が掲載された広報紙などの成果物

ただし、提出書類に不備がある場合は、受け付けないものとする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(4) 参加資格確認結果通知

令和7年12月12日（金）に参加資格確認結果通知書を送付する。

7 業務内容の質問・回答

(1) 期間・提出方法

令和7年12月3日（水）から同月10日（水）までに、質問書を電子メール又はファクスで情報政策課へ提出すること。

(2) 回答

令和7年12月12日（金）までに電子メールで回答を参加者全員に送信する。

8 入札書の提出

(1) 提出期限

令和7年12月23日（火）12時までに、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便による方法で情報政策課必着とする。

（2） 場所

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市政策経営部情報政策課広報グループ（鈴鹿市役所本館5階）

（3） 提出書類

入札書

9 開札の場所及び日時

鈴鹿市役所本館4階405ミーティングルーム

令和7年12月24日（水）午前8時45分

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1） 明らかに連合により行ったと認められる入札

（2） 入札参加の資格を有しない者（地方自治法施行令第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者）の入札

（3） 委任状が提出されていない代理人の入札

（4） 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

（5） 同一事項の入札に対し、二つ以上出された入札

（6） 入札時刻に間に合わなかった者の参加

（7） 記名押印を欠いた入札

（8） 入札金額を訂正した入札

（9） 入札金額若しくは件名を欠いた又は確認しがたい入札

（10） 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

（11） その他入札に関する条件に違反した又は執行者の指示に従わなかった者の入札

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上

ただし、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第27条第1項第3号により該当する場合は免除

13 問合せ先

鈴鹿市政策経営部情報政策課広報グループ（鈴鹿市役所本館5階）

電話 059-382-9036

FAX 059-382-2219